

薬生監麻発 1001 第 2 号
令和元年 10 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

令和元年 10 月 1 日より消費税率が引き上げられることに伴い、令和元年厚生
労働省告示第 134 号により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の
確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号）を別添のと
おり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業
者等に対する周知をお願いします。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局長、
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般
社団法人日本ワクチン産業協会理事長及び一般社団法人日本血液製剤協会理事
長宛てに当該通知の写しを送付したことを申し添えます。

記

1 改正要旨

令和元年 10 月 1 日より消費税率が引き上げられることに伴い、検定に係る
手数料を別添のとおり改正した。

2 適用時期

令和元年 10 月 1 日

3 標準的事務処理期間

検定に係る標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日薬発第960号厚生省薬務局長通知）の記の第一の2（1）に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。）については、今回の一部改正による変更はない。

なお、令和元年10月1日現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間は別紙のとおりであるので、参考にされたい。